

平成25年度 事業報告書

平成25年4月 1日から

平成26年3月31日まで

学校法人年木学園

1. 法人の概要

名 称 学校法人 年木学園（昭和63年3月31日法人設立）

代表者 理事長 年木 久博

住 所 大阪市淀川区野中南1丁目1番3号

電 話 06-6302-6878

F A X 06-6309-3484

設置する学校

住 所 大阪市淀川区野中南1丁目1番3号

名 称 アケミ幼稚園

役 員

理 事 6名

監 事 2名

評議員 13名

理事会 2回開催

評議員会 2回開催

職 員 13名

2. 事業計画

（ アケミ幼稚園 ）

《教育方針》

のびのびと自分を表現できる子どもの育成をめざします

《教育内容》

木々の自然の豊かな環境のなかで、一人ひとりに目の行きとどいた保育を心掛けています

	3歳児		4歳児		5歳児		クラス数計	園児数計
	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数		
定 員	1	25	1	35	2	60	4	120
24年度	2	23	2	34	1	31	5	88
25年度	2	23	2	29	1	32	5	84
26年度	2	32	2	23	1	29	5	84

《保育時間》

月・火・木・金曜日 午前9時30分～午後2時

水曜日 午前9時30分～午後12時30分

《納付金》

保育料 年額228,000円（12分割均等納付）

給食費 週4回 月額4,000円（実費のため変動あり）

通園バス費 月額2,000円

冷暖房費 年額2,650円

《入園時の費用》

入園料 50,000円

《預り保育の時間及び費用》

月・火・木・金曜日 午後5時まで

水曜日 午後3時30分まで (夏冬春休み中の預かり保育はなし)

月額 5,000円

《行事实施状況》

親子園則、園外保育、七夕祭り、プール開き、お泊り保育、夏期保育(プール)、バザー、運動会、秋期遠足、移動動物園、クリスマス会、おもちゃつき、節分、ひなまつり、おゆうぎ会

《施設関係》

園地面積 1,049㎡ 運動場面積 516㎡ 園舎面積 532㎡

園舎フェンス、壁の補修工事を実施。

《設備関係》

ピアノ3台取得。

《借入金関係》

短期借入金を理事長及び理事長の関連会社より借り受けしている。資金繰りより、理事長からの借り入れがあり、スクールバス買換えのため三井住友銀行より借りれているが、約定返済を実施した。

《事業報告》

平成25年度の事業は、前年度より園児が4名減少したものの、保護者の協力を得て役職員の真摯な努力により、着実に運営することができた。

財務面では、消費収支計算書を見ると、帰属収入合計が前年比20.81%の減収となった。消費支出の部合計は、4.79%低下した。帰属収支差額は、マイナス7,065千円となり前年度(3,714千円)より大幅に悪化した。

収入面では、寄付金(債務免除)、雑収入(退職金財団収入)がなく大きな減収要因となった。

支出面では、人件費は退職金がなくなり9.13%低下した。経費は、節約に努め消費支出の部合計で前年比4.79%低下となった。経営状況の目安である帰属収支差額比率は13.48%のマイナスなり、前年度より悪化した。

また、人件費比率は、76.89%となり、全国平均(大阪府平均)を上回っている。預かり保育等子育て支援事業の要員の確保及び採用状況が厳しいため、人員配置については、慎重に対応する。

次年度繰越支払資金は、借入金の返済支出があり、前年度繰越支払資金を下回っている。また、第4号基本金の額(5,000千円)を上回る額の支払資金を保持できているが、資金繰りは慎重に対応する。

新年度、園児数は前年度と変わらない。

また、当年度の卒園児は29名であるので、同数の入園希望者の確保を目指す。

さて、「子ども子育て支援新制度」について、国は、昨年4月以降「子ども子育て会議」及び「子ども子育て基準検討部会」を計35回実施し、公定価格の仮単価を発表した。しかし、9月まで保護者徴収金の額が定まらず、保護者が適

切に新制度を判断するための十分な時間が確保されていないことや、大阪市の新制度への対応が不十分なこともあり、新制度移行の道筋が見えにくくなっている。

また、国も新制度移行の時期は、平成27年度に限られるものではなく、いつでも可能であるとの見解を示し、新制度施行当初は、毎年、園の意向を確認しているが、当園としては、大阪市の新制度受入れ体制に合わせて、保護者説明を完了し、新制度に移行する予定時期を、平成29年とする。しかし、公定価格が低すぎる場合は再度検討を要する。

一方、教員の採用難が続いているが、幼稚園事業を確実に継続するため、教諭を安定して確保すると共にその育成にしっかりと取組まなければならない。当園としては、教員育成プランを策定し、将来を見据えた組織作りに積極的に取り組むこととしたい。また、新制度が施行されても、2歳児への積極的なアプローチが重要であるので、小規模保育所の研究を確実に進めたい。

自己評価については、確実に実施し公表している。更に、その自己評価の内容を、学校評価委員会で検討し内容を別紙のとおりまとめた。内容を精査・検討し新年度の評価項目を策定することとした。

【基本金】 学校法人会計基準に内容、種類が以下の通り規定されている。

第29条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

第30条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
- 二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額
- 三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- 四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

前年度の消費支出の人件費（退職金を除く）、教育研究経費及び管理経費（それぞれ減価償却額を除く）、借入金等利息の合計を12で除した額で100万円単位。

3. 財務状況
別紙参照。